

# 告 示

## 埼玉県告示第四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 許可番号  
第二〇二三一二九一一号
- 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域  
埼玉県和光市白子二丁目千三百六十四番一外四筆
- 三 雨水流出し抑制施設の容量  
容量 千百六十一・〇二立方メートル